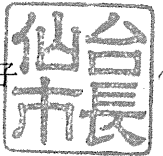


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年3月19日仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の変更後の開発事業について、条例第21条第2項の規定に基づき第19条の規定を適用し、同条第1項に規定する協定（第2回変更）を締結したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、同条第4項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

令和7年5月19日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 阿部善産業株式会社 代表取締役 古川恒光

住所 仙台市太白区鉤取本町1丁目1番6号

名称 坪沼岩石採取事業

種別 区画形質の変更

目的 公共事業をはじめとする土木建築用等、各方面に用途を有する重要な地下資源である岩石を有効に安定供給するため。

内容 条例制定前から採石法の許可を得ている区域と協定を締結している区域のほかに、新たに既存事業区域の北側約25.4haを事業区域とし、これまで同様に掘削埋戻し跡地の緑化を図る等自然環境に配慮しながら、有効な地下資源を活用すべく岩石を採取し、コンクリート骨材や路盤碎石等の安定供給を行う。

また、近年頻発する豪雨による川の決壊、地震による土砂崩れ等の自然災害に備え、緊急・災害工事への速やかな供給を行う。

位置 仙台市太白区坪沼字咨戸沢1番1、1番3、1番4、1番5、1番6、1番7、1番9、5番9、7番、8番、9番1、9番2、9番3、9番4、9番5、9番6、9番7、9番8、9番9、9番10、9番11、9番12、9番13、9番14、9番15、9番16、9番17、9番18、10番1、10番5、10番6、10番7、10番8、10番9、10番10、10番11、10番12、10番13、10番14、10番15、10番30、10番31、10番32、10番33、10番34、11番1、11番2、11番3、11番4、11番5

仙台市太白区坪沼字滝ノ原1番1、1番2、5番1、5番3、8番、9番1、9番2、9番3

仙台市太白区坪沼字大木田41番1、41番5、42番1、43番1、44番1

仙台市太白区坪沼字北原33番3

面積 515,683.05ha

2 協定の写しの縦覧の期間及び時間

期間：令和7年5月16日から条例第22条の規定による完了の届出の日まで

（ただし、仙台市の休日定める条例に規定する休日を除く。）

時間：午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課